

運輸安全マネジメントへの取り組み

安全に関する基本方針

- (1) 安全確保の最優先がバス事業者の使命であることを深く理解し、社長及び役員一同が安全確保に最善の努力を尽くす。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規定を遵守し、厳正かつ忠実に職務を遂行する。
- (3) 安全管理体制を適切に維持するために不断の確認を遂行する。
- (4) 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

令和5年度安全目標

- (1) 右左折時一時停止し安全確認！
- (2) 高齢歩行者の保護を徹底に！
- (3) 車間距離確保で追突事故を0件に！
- (4) 駐車場内での夕責事故を0件に！

自動車事故報告規則第2条に規定する事故

区別	令和3年	令和4年
第2条1項（転覆・転落・火災）	0件	0件
第2条2項（10台以上の衝突）	0件	0件
第2条3項（死者または重傷者）	0件	0件
第2条4項（10人以上の負傷者）	0件	0件
第2条7項（操縦装置・他不良）	0件	0件
第2条8項（酒気帯び運転）	0件	0件
第2条9項（運転者の疾病）	0件	0件
第2条10項（救護義務違反）	0件	0件